

盛岡市林道橋梁長寿命化修繕計画
(個別施設計画)

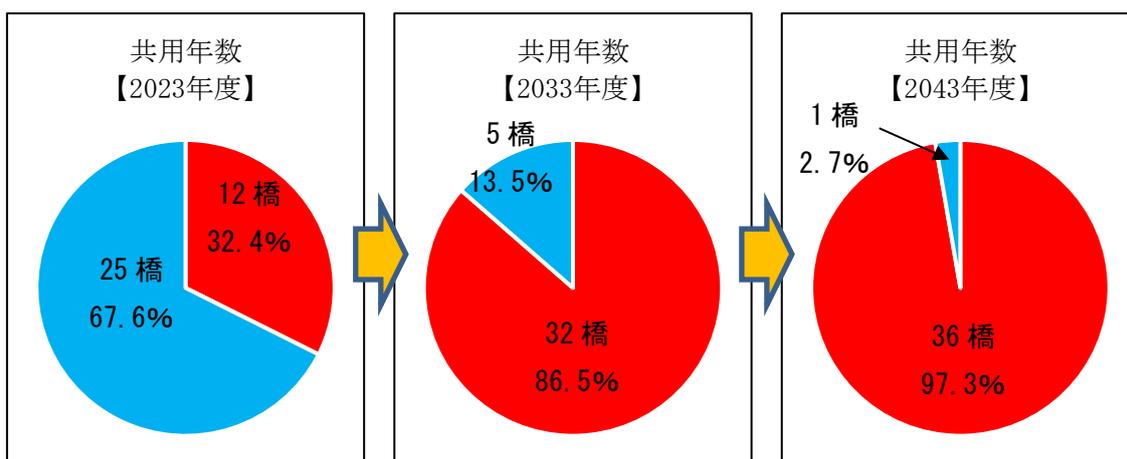
令和6年3月策定
盛岡市農林部林政課

1. 長寿命化修繕計画の基本的事項

盛岡市が管理する林道橋梁は、2023 年度（令和 5 年度）末現在で 37 橋あり、今後、建設後 50 年を経過した高齢化橋梁が急増する見通しです。2023 年度（令和 5 年度）に建設後 50 年以上を経過した橋梁は 12 橋（32.4%）ですが、10 年後の 2033 年度（令和 15 年度）には 32 橋（86.5%）、20 年後の 2043 年度（令和 25 年度）には 36 橋（97.3%）へ急増します。

これらの橋梁に対して、損傷が深刻化してはじめて大規模な修繕を実施する事後保全的な維持管理を継続した場合、維持管理費用が非常に高くなり、適切な維持管理が困難になる恐れがあります。

そこで、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知）に基づき策定された「盛岡市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 2 月）」及び「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 8 月 19 日）」を踏まえ、維持管理に当たっては予防保全型維持管理の考え方を導入し、橋梁の長寿命化によるコスト縮減と道路交通の安全性の確保に努めてまいります。



2. 対象施設

本計画の対象とする施設は、林道台帳に記載された橋梁（37 橋）とします。

3. 計画期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を当初計画とします。

「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」に基づき 5 年サイクルで定期点検の実施を行い、長寿命化計画の更新、計画的な修繕により橋梁の健全性の確保及び安全性の向上を図ります。

4. 対策の優先度

点検結果による橋梁毎の健全性の判定及び林道の設置目的や交通量、緊急時の迂回路としての機能等の橋梁の重要度に基づいて優先度を設定します。

1) 橋梁の健全度による分類

①対策区分の判定

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

林道施設長寿命化対策マニュアル（平成 28 年 3 月 林野庁整備課）

②健全度の判定

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置すべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

林道施設長寿命化対策マニュアル（平成 28 年 3 月 林野庁整備課）

③「健全性の判定と「対策区分の判定」の関係の目安

I	A、B
II	C 1、M
III	C 2
IV	E 1、E 2

2) 橋梁の重要度による分類

① 重要度の項目

項目	内容
生活道路	沿線に家屋が配置されており、生活道路としての機能を有する。
重要施設	路線沿いに水道、電力や駅等の施設がある。
交通量	交通量が多く劣化の進行が早い。
迂回路の有無	落橋した場合、集落が孤立する恐れがある。

② 重要度の分類

評価項目	重要度		
	高 ←		→ 低
	イ	ロ	ハ
生活道路	沿線に民家有		沿線に民家無
重要施設	有		無
交通量	多(市道・県道を結ぶ林道)	中(民家有り)	少(通過交通・民家無)
迂回路	有		無

3) 対策優先度の評価方法

対策の優先度は健全度区分と重要度の2軸で評価する。

IV	緊急対応のため最優先			優先度 ↑ 高 ↓ 低
III	①	②	③	
II	④	⑤	⑥	
I	⑦	⑧	⑨	
健全度 / 重要度	イ	ロ	ハ	
	高 ←		→ 低	優先度

5. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された施設毎の状態については別紙のとおりです。

6. 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について別紙のとおり計画します。

7. 対策費用

個別施設ごとの対策費用の概算については別紙のとおりであります。なお、この金額は計画策定時点における概算額であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合があります。